

入札心得（郵便入札用）

（入札の基本的事項）

- 1 郵便入札に参加しようとする者（以下「郵便入札参加者」という。）は、地方自治法、秋田市財務規則その他関係法令及び設計書、仕様書、その他契約締結に必要な条件を承諾のうえ、入札に参加してください。

なお、本心得は、郵便入札用ではありますが、持参による提出を妨げるものではありません。

（入札の参加及び辞退）

- 2 郵便入札参加者は、指定した日時までに自然科学学習館へ提出してください。入札時刻までに届かなかった場合、または連絡がない場合は、棄権とみなすこととなりますので提出期限を厳守してください。

入札を辞退する場合は、別紙様式の辞退届けを入札執行時刻の30分前までに自然科学学習館へ提出してください。

なお、辞退届けを提出して入札を辞退した場合においても、これを理由として以後の指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

（公正な入札の確保）

- 3 郵便入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札書等の提出）

- 4 郵便入札参加者は、入札公告で示す内容により、入札書と併せて入札金額内訳書および自然科学学習館が指定する書類（以下「入札書等」という。）を提出しなければならないものとします。なお、入札書等の提出にあたって、郵送に要する費用は、郵便入札参加者の負担とします。

（開札の執行）

- 5 開札は、自然科学学習館が指定した日時、場所において執行します。

（消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法）

- 6 入札書には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（課税事業者、免税事業者を問わず。）を記入すること。なお、落札金額及び契約金額は、入札書に記入された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とします。

(入札書の金額の数字及び記載事項の訂正)

- 7 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。

【例】 ¥ 1 2 3 , 0 0 0 ー

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。

(書換え等の禁止)

- 8 入札に参加しようとする者は、地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の8第3項の規定により、提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることができませんのでご注意ください。

(入札の辞退)

- 9 郵便入札参加者は、入札書の郵送後においても、開札までの間は、別に定める入札辞退届を入札担当課等に直接持参又は郵送により提出したときは、当該入札を辞退することができます。

(開札の延期等)

- 10 郵便入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合は、開札を延期又は中止することがあります。

(開札結果連絡)

- 11 開札の結果については、開札日中に、落札者にのみ電子メールにて連絡します。

(同価入札の対応)

- 12 開札の結果、落札又は落札候補となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

(再度の入札)

- 13 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行います。なお、再度の入札についても郵便入札により行います。

(再度入札参加資格)

- 14 初度の入札において有効な入札をしていない者は、再度の入札に参加できないものとします。また、当該入札を実施する場合は、参加資格がある者へ担当課よ

り連絡します。

(入札の無効)

15 次の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格を有しない者が行った入札
- (2) 入札保証金を納付しない者、又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 公告日から開札日までの間に、秋田市において指名停止を受けた期間がある者が行った入札
- (4) 同一の入札について、2以上の郵便入札をした者の入札
- (5) 同一の入札について、2人以上の郵便入札参加者の代理人となった者のした入札
- (6) 同一の入札について、他の郵便入札参加者の代理人となった者のした入札
- (7) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (8) 記名押印を欠く入札、若しくは金額を訂正した入札、若しくは誤字、脱字又は金額欄に金額がない等、入札意思表示が不明瞭な入札
- (9) 入札書に記載の件名等と封筒に記載の件名等が一致していない入札
- (10) 入札書のほか、公告で指定する書類（以下「入札書等」という。）が同封されていない入札
- (11) 入札書等を入れた封筒が、開札前に開封されている形跡が認められる入札
- (12) 再度の入札における前回の最低入札価格以上の入札
- (13) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(随意契約)

16 再度の入札に付してもなお予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約とすることがあります。

(再入札の辞退)

17 再度入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。この場合において、再度入札参加者が入札を辞退するときは、その旨を、入札担当部署へ申し出るものとします。

なお、辞退届けを提出して入札を辞退した場合においても、これを理由として以後の指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

(落札者の決定)

18 予定価格の制限の範囲内で、最低の入札をもって入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限

価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。

(契約書の提出)

- 19 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日から7日以内に契約書に記名押印のうえ提出してください。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、その期間を延長することがあります。

(落札の無効)

- 20 落札者が、前項の期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、その落札は無効とします。

(保証人)

- 21 落札者は、契約の締結に際し、契約保証金を納付してください。なお、契約保証金の納付に代えて当該契約の履行を保証する保証人を立てることが出来ます。ただし、市長が特に必要ないと認める場合は、保証人は必要ありません。

(保証人の要件)

- 22 前項の保証人は、落札者と同等以上の資力、資格及び業務施行能力を有する者で、入札参加業者以外の業者としてください。ただし、入札参加業者以外に保証人となることができる業者がないときは、この限りではありません。

(異議の申し立て)

- 23 郵便入札参加者は、入札後この心得その他の入札条件の不知又はその条件の内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。